









柔軟に対応する。

(3) アンケート調査は回答を直接評価機関が回収することにより行う。

(4) 利用者調査の対象者選定は、事業者から利用者名簿の提供を受け無作為抽出し行う。抽出された調査対象者に対し評価調査者が、アンケート、聞き取りにより利用者調査を実施し、無回答、聞き取り不能等については、利用者調査の集計結果においても、同じく無回答、聞き取り不能として集計する。

(5) 高齢者施設の一部（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、老人短期入所施設）及び障害者（児）施設については、利用者の 30%以上は本人からの聞き取り、20%以上は家族へのアンケート調査を行う。なお、利用者の 30%以上の本人からの聞き取りが困難な場合は、県と協議するものとする。